

令和4年度

南種子町介護保険運営協議会

日時;令和5年3月20日(月) 午前9時30分～

場所;南種子町研修センター 1階 西側会議室

南種子町 保健福祉課 介護保険係

会順

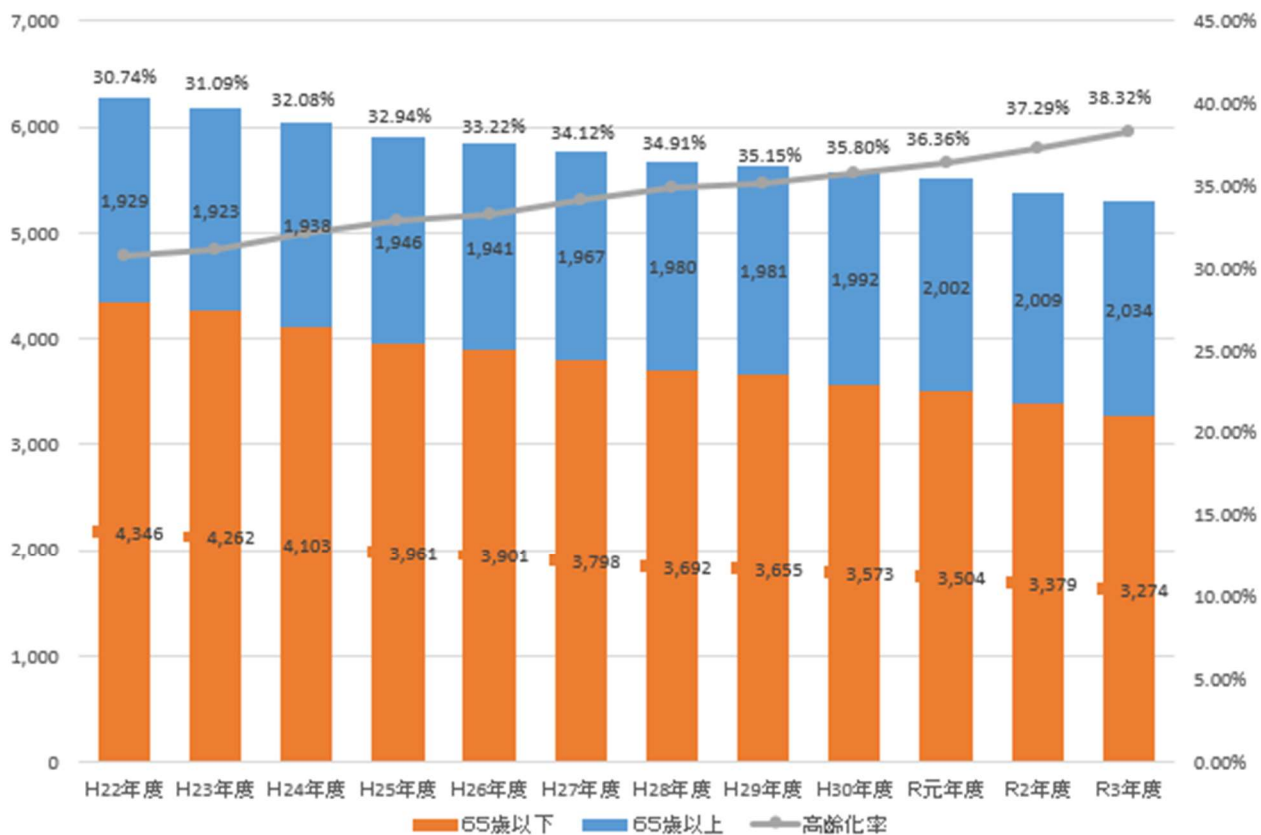
1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議長選出
4. 協議
 - ①第8期(令和3～5年度)介護保険事業計画の見込と実績の比較
 - ②南種子町介護保険の現状と課題
 - ③第9期(令和6～8年度) 介護保険事業計画の策定
 - ④その他
5. その他

介護保険運営協議会委員

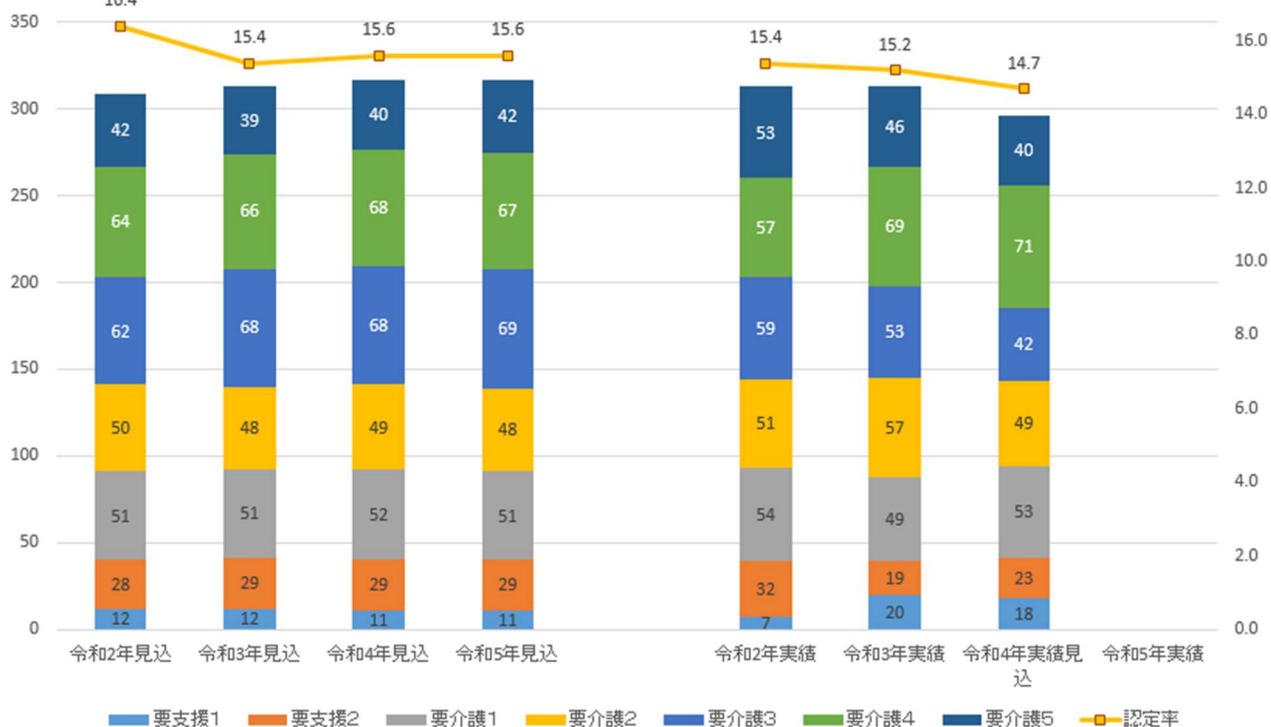
区分	所属・職名	氏名	備考
保健・医療・福祉	町医療機関代表	徳永 正朝	公立種子島病院院長
	町民生委員児童委員協議会代表	上妻 正博	町民生委員児童委員協議会会長
	居宅介護支援事業者代表(ケアマネージャー)	真田 美津代	南種子町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員
	介護保険施設代表	石堂 佑子	特別養護老人ホーム芙蓉苑施設長
	居宅介護サービス事業者代表(在宅サービス提供者)	夏田 徹浩	南種子町社会福祉協議会事務局長
被保険者	第1号被保険者代表	上浦 正義	
	第2号被保険者代表	小川 ひとみ	
関係行政機関	副町長	小脇 隆則	
	保健師	日高 良美	

①第8期(令和3～5年度)介護保険事業計画の見込と実績の比較

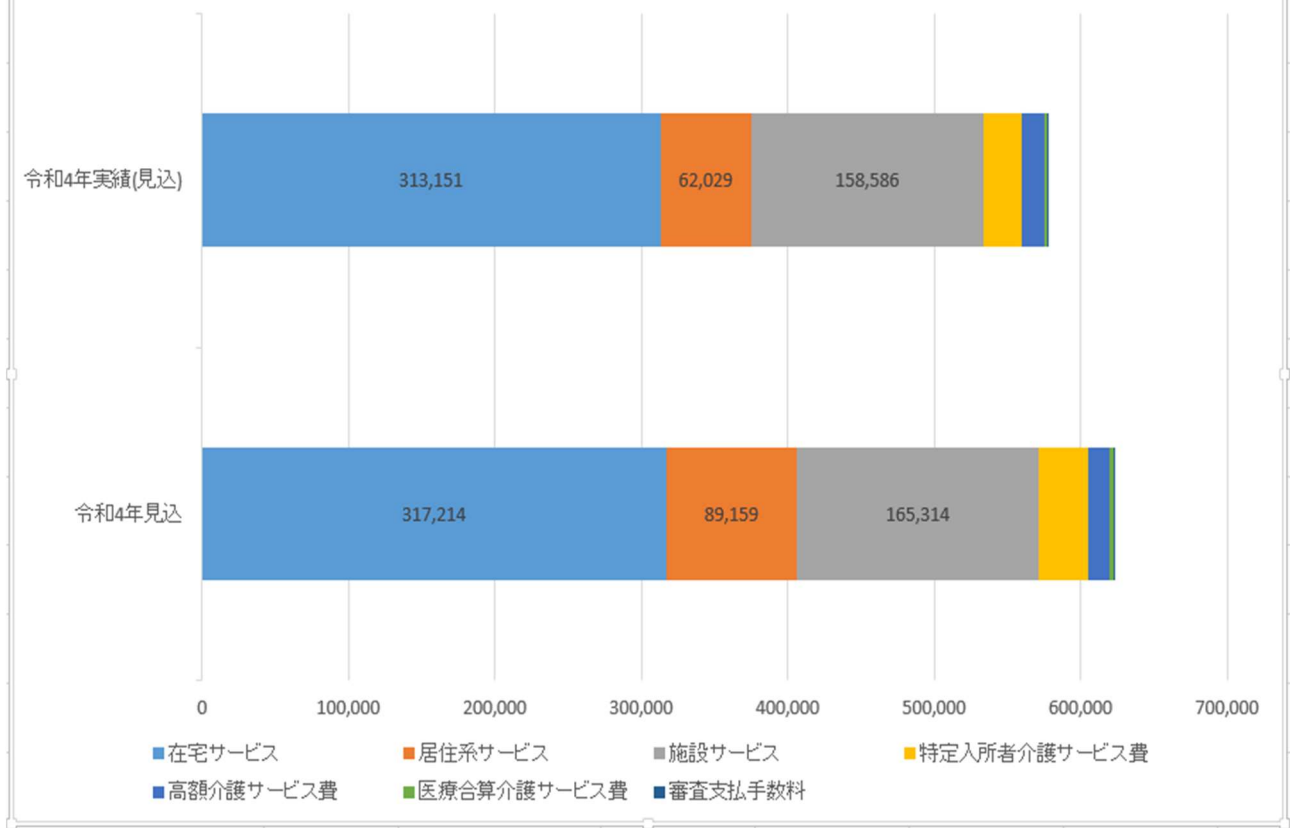
本町の人口・高齢者数・高齢化率グラフ



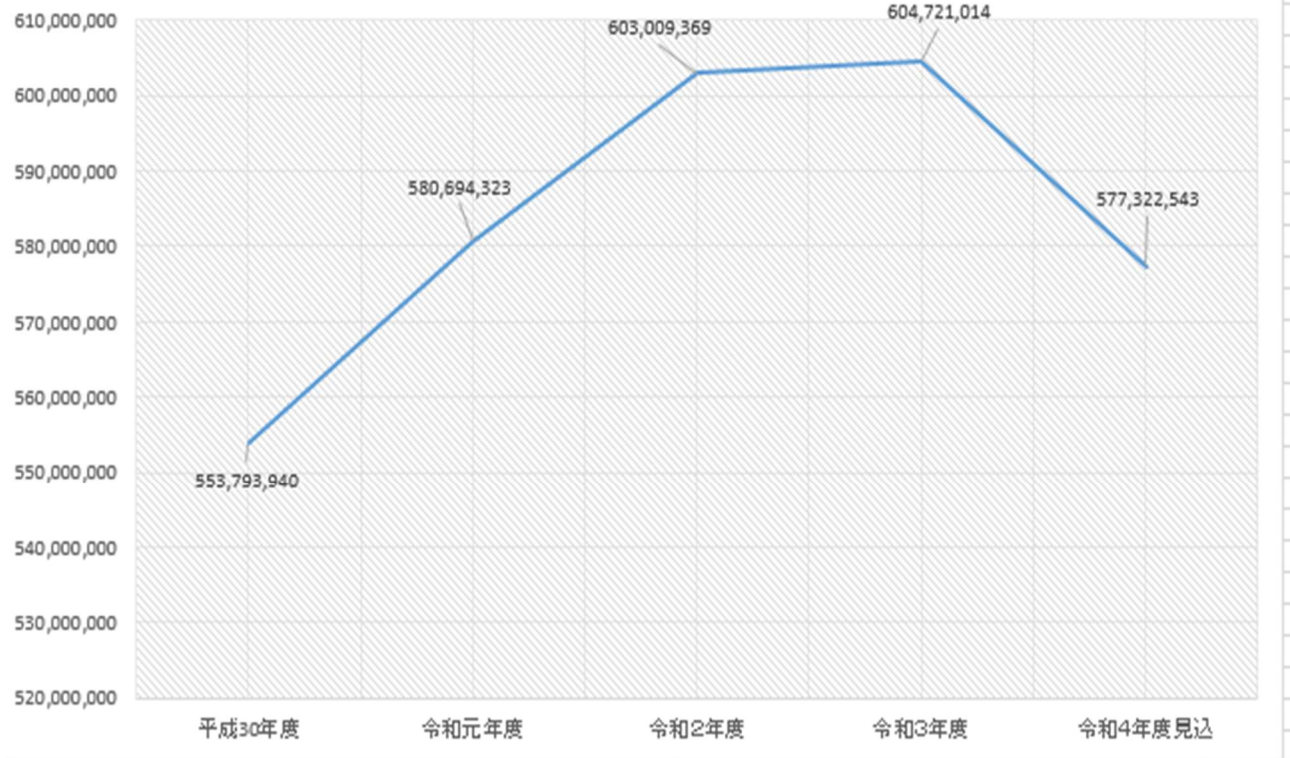
要介護認定率の見込と実績



介護給付費の見込と実績



保険給付の状況



②南種子町介護保険の現状と課題

1_高齢化による要介護者の増加

本町では、人口減少が続いており、今後も減少を続ける見込であるが、高齢者数は増加し、高齢化率の上昇が見込まれる。65歳以上の高齢者数は2028年(令和10年)をピークに減少すると思われるが、認定率が跳ね上がる85歳以上人口は2048年(令和30年)頃まで上昇すると見込まれる。

2_介護給付費の動向

令和4年度の介護給付費は、計画見込を45,000千円程度下回る見込みである。

令和3年度実績比較では25,000千円程度下回る見込みであり、なかでも短期入所生活介護18,000千円の減、小規模多機能型居宅介護7,500千円の減となる見込みとなります。前年度比較で2年続けての給付費が減額となる見込みとなります。

これは、要介護認定者数の死亡等による減少と新型コロナウイルス感染症の影響でサービス利用の減少となっていることが要因と思われます。

3_介護サービスの確保

85歳以上高齢者数が上昇していく期間においては、介護サービスの供給不足が懸念される。その際に最も懸念されるのは、介護人材の不足である。町内介護事業所における介護従事者の平均年齢は53歳、最も多い年齢層は60代であり、若年介護従事者の確保が課題であります。

令和4年度に介護人材の裾野を広げるため、町の人材育成基金を活用し、南種子町介護保険サービス事業推進協議会を通して、介護職の入り口である「介護職員初任者研修」受講者22名の受講料補助を実施しました。

③第9期(令和6～8年度) 介護保険事業計画の策定

介護保険法では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を求めています。

【令和4年度】

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者実態調査の実施

計画の策定にあたって、住民の意見を反映させるため、県から調査項目の定められた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者実態調査」を令和5年1～2月に実施しました。

調査	抽出方法	回収方法	調査件数	回収件数	回収率
在宅要介護(要支援)者調査	全数調査	民生委員・看護師による訪問聴き取り	176件	159件	90.34%
一般高齢者調査	全数調査	集落館長による配布・回収	1,687件	992件	58.80%
若年者調査	抽出調査	郵送～返信	1,000件	900件	90.0%

※現在、調査結果を業者に分析依頼しています。

【令和5年度】

介護保険運営協議会において、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者実態調査の集計分析結果や給付費の実績を基に、令和6年度から令和8年度のサービス基盤の整備見込みやサービス需要量の見込みを立てて、その見込みから事業費や介護保険料を算出し、町長に答申をする予定です。

令和5年度においては、計画策定の進捗状況により、年3回程度の介護保険運営協議会の開催を予定しています。

令和5年	9月～10月	介護サービス事業者意向調査
	11月末	第1回介護保険運営協議会開催
令和6年	1月初旬	第2回介護保険運営協議会開催
	2月中旬	第3回介護保険運営協議会開催

改正

平成18年2月1日告示第5号

平成19年3月20日告示第19号

南種子町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な実施及び南種子町介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の原案を策定するため、南種子町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護給付及び介護サービス供給に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者で組織する。

- 2 委員は、保健・医療・福祉関係者、被保険者、関係行政機関の職員等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日告示第5号)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	所属・職名
保健・医療・福祉	町医療機関代表
	町民生委員児童委員協議会代表
	居宅介護支援事業者代表 (ケアマネージャー)
	介護保険施設代表 (施設サービス提供者)
	居宅介護サービス事業者代表 (在宅サービス提供者)
被保険者	第1号被保険者代表
	第2号被保険者代表
関係行政機関	副町長
	保健師